

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間等 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>条例第5条第1項第8号審査基準 (既存の建築物の敷地拡張)</b></p> <p>1 現に存する建築物 現に存する建築物は、自己の居住又は業務の用に供する建築物であること。</p> <p>2 開発区域 既存の建築物の敷地をすべて含むこと。</p> <p>3 予定建築物の用途 予定建築物は、次のいずれにも該当するものであること。 (1) 予定建築物の用途は、既存の建築物と同一であること。 (2) 予定建築物は、周辺の土地利用及び環境に配慮されたものであること。</p> <p>4 その他 既存の建築物の敷地内において処置できないやむを得ない理由があること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>条例第5条第1項第8号審査基準 (既存の建築物の敷地拡張)</b></p> <p>1 現に存する建築物 現に存する建築物は、自己の居住又は業務の用に供する建築物であること。</p> <p>2 開発区域 既存の建築物の敷地をすべて含むこと。</p> <p>3 予定建築物の用途 予定建築物の用途は、既存の建築物と同一であること。</p>